

第1回 土岐市総合教育会議 議事録

1 開催日時・場所

平成27年6月29日（月）午前11時から
土岐市文化プラザ2階 特別会議室

2 次第

1. 開会
2. 市長あいさつ
3. 教育委員長あいさつ
4. 総合教育会議について
5. 協議・調整事項
 - (1) 総合教育会議の運営に関し必要な事項を定めることについて
 - (2) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱について
6. その他
7. 閉会

3 資料

- 資料1 「総合教育会議」について
- 資料2① 土岐市総合教育会議の運営等について（案）
- 資料2② 土岐市総合教育会議運営要綱（案）
- 資料3 教育・学術及び文化に関する総合的な施策の大綱の策定について
- 資料4 土岐市教育振興基本計画 夢・絆プラン（後期計画）【ダイジェスト版】
- 参考資料① 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）
- 参考資料② 土岐市教育委員会会議規則（抜粋）

4 出席者

土岐市長	加藤 靖也
教育委員会	教育委員長 安藤 浩市
	教育委員 伊藤 知恵子
	教育委員 加藤 悟
	教育委員 齋木 寛治
	教育長 山田 恭正

(教育委員会事務局)

事務局長	小林 京子
教育次長兼学校教育課長	本多 直也

調整監兼文化振興課長	林 順一
庶務課長	松原 裕一
(市長事務部局)	
総務部長	加藤 淳司
総合政策課長	林 洋昭
総合政策課課長補佐	熊崎 直美
総合政策課政策統計係長	柴田 貴紀

5 議事進行の記録

次ページ以降に記載

◆議事進行の記録

《開会 午前11時》

○司会（加藤総務部長）

定刻になりましたので、ただいまより平成27年度第1回土岐市総合教育会議を開催いたします。

教育委員の皆様におかれましては、第1回会議の開催の前に教育委員会定例会ということで、大変お疲れのところ、また大変お忙しいところ、引き続きご出席いただき、誠にありがとうございます

本日の司会進行を務めさせていただきます、土岐市総務部長の加藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

総合教育会議の開催に至った経緯についてでございますが、皆様もご承知のとおり、平成27年4月1日に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正法が施行されました。これにより、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化、地方に対する国の関与の見直し等、制度の抜本的な改正が行なわれたところでございます。

土岐市におきましては、教育委員会との連携はしっかり図られていると認識しておりますが、法律が施行されることにより、ここに土岐市総合教育会議を設置し、教育のあり方について、市長と教育委員会が協議及び調整を行い、連携を強化していくこととなります。

それでは、次第に従いまして進めさせていただきます。

はじめに、加藤靖也土岐市長よりごあいさつ申し上げます。

○市長

皆さん、おはようございます。昨年、教育長さんのお計らいで、総合教育会議ができるから、事前にやってみましょうということでやってみました。何を話し合ったらいいのか、その時はよくわからなかったというのが実状でございます。ことの発端は、おそらくいじめ問題で責任の所在を行政が持つのか、教育委員会が持つのかというところから発したのかなという覚えであります。いずれにしても、それだけでなく様々な課題があります。今までなかった会議であり、教育委員会と市長部局の話し合いの場ということで、進めさせていただきたいと思っております。予算がわからないとかいろいろな疑問があると思っております。私は、教育に関しては素人でございますので、どちらかという、あまり口を挟みたくありません。任せておきたい部分もあります。疑問があれば、聞ける機会があつていいかと思うので、この会議を有効に使っていきたいと考えています。

また、この会議は原則公開でありますし、議事録も公開することになっております。節度を持って進めていきたいと思っておりますので、そのうえでぎっくばらんに議論ができればいいと思っております。今日はどうぞよろしくお願いいたします。

○司会（加藤総務部長）

ありがとうございます。それでは、続きまして教育委員長の安藤浩市様からごあいさつをいただきます。

○安藤教育委員長

皆さん、こんにちは。先ず以て委員の皆様には、定例会議に引き続き、本当にお疲れさまでございます。また事務局の皆様には、今後、会議の運営におきましては大変お世話になりますが、どうぞよろしく願いいたします。

今日は、第1回目ということです。教育委員会のあり方を含め、教育委員会制度も大きく変わっていきます。その中で、市長、教育委員が意思疎通を図り、それぞれの地域の教育課題やあるべき姿を相互理解したうえで進めていくこと、こういった場で意見交換をする場であると考えています。

現在、土岐市の教育委員会は、この資料にありますように教育振興基本計画の後期プラン「夢・絆プラン」によって進めております。市長が言われましたように、各市長部局がそれぞれの立場でやるべきことをしっかりやり、学校現場においても、いろんなアクションプランを利用させていただき、参考にしながら現在やっております。また、進むべき方向をこういった会議の中で確認しながらいきたいと思っています。学校での児童生徒の生命に関わるような問題が起きた時でもしっかりとした対応ができるように進めていく会議の場であると考えています。市長が言うておられましたが、第1回目であるということですので、あまり形にとらわれると意見が出てこないのので、皆さんには活発な意見を出していただき、進むべき方向がよりよい方向になるようにしたいと思いますので、協力をお願いいたします。

○司会（加藤総務部長）

ありがとうございます。

それでは、続きまして、次第4「総合教育会議について」、事務局から説明させていただきます。

○事務局

こんにちは。総合政策課の熊崎と申します。どうぞよろしく願いいたします。

先程来から、総合教育会議については、市長、教育委員長様のご挨拶の中で触れていただいておりますが、簡単にご説明させていただきます。資料1と参考資料①がこの資料となりますので、ご覧ください。

総合教育会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、平成27年4月1日に各地方公共団体に設置されることとなりました。総合教育会議の位置づけとしましては、首長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育課題やあるべき姿を共有してより一層民意を反映した教育行政を推進するため、執行機関同士の協議と調整をする場でございます。

総合教育会議につきましては、構成員、招集、意見の聴取、協議や調整する事項及びその

長は、議事録を作成し公表することに努めることとなっております。

以上が、総合教育会議について規定されている項目でございます。

会議における調整と協議の使い分けについてですが、教育委員会権限の事務について、予算の編成や執行及び条例提案、児童福祉、青少年健全育成など、地方公共団体の長の権限に属する事務の調和を図ること、そのために事務方が調整をする必要が生じてくるようなことを会議の場で話し合うことを「調整」とし、調整を要しない場合も含め、自由な意見交換として幅広く行われることは「協議」とするという区分がされています。

以上、次第4の説明とさせていただきます。

○司会（加藤総務部長）

「総合教育会議について」ということで、会議の位置付けから協議・調整について説明をさせていただいたわけですが、この説明につきまして、ご質問などございましたらご発言をお願いいたします。

【質問等なし】

ご質問など無いようですので、それでは次第5「協議・調整事項」に移ります。
まず、協議・調整事項の(1)「総合教育会議の運営に関し必要な事項を定めることについて」でございます。事務局からご説明いたします。

○事務局

それでは、引き続き説明をさせていただきます。総合教育会議の設置に関することについては、先ほどご説明させていただきましたとおり、法律において規定がございます。

この法律第1条の4第9項におきまして、「総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める」ということになっております。この規定に基づき、この総合教育会議の運営に関し必要と思われることを資料2①に列記させていただきました。また、必要と思われることに関し事務局としての方向性を案として示させていただいております。この事務局案を、規定した場合の要綱案が、資料2②となります。

運営に関する必要な事項として、ご説明いたしますので資料2①をご覧ください。まず、会議の開催についてですが、原則として年2回開催することにさせていただきたいと思いません。これは、第1回目として、主に年度始めにこの一年どのような形で進めていくかということに関しての協議・調整をするものです。第2回目は、予算を策定する前に予算に関する内容の協議・調整ということで考えています。その他緊急を要する場合については、この限りではございませんので、随時の開催となります。

会議は、市長及び教育委員会での構成となります。緊急の場合は、市長と教育長のみで、総合教育会議を開催し、協議することも可能であると文部科学省からの通知に記載がございます。そのような場合には、他の教育委員の皆様にも内容について速やかに通知することを要綱案に規定させていただきました。

会議の招集方法については、市長又は教育委員会において協議すべき事項が発生した場合、

あるいは緊急的に協議すべき事態が生じた際に、市長、教育委員会のいずれかの発議により、市長が招集するというようにしております。

会議の公開については、法第1条の4第6項の規定に基づき、公開するというようになっております。ただし、会議を非公開とする場合、具体的な会議内容を示して市長と教育委員会とがあらかじめ協議を行うこととしまして、非公開の可否は市長が決定するというようにいたします。会議を非公開とする場合には、市長は、なぜその会議が非公開となるかについて、あらかじめ公表することを要綱案に規定させていただきました。

会議の傍聴ですが、土岐市教育委員会会議規則に傍聴に関する規定がございます。参考資料②は、その規則の関係部分を抜粋したものでございます。この規定を準用し、会議の傍聴を行います。この場合において「委員長」は、「市長」と読み替えさせていただきます。

議事録の作成と公表についてですが、法では努力義務の規定となっております。それを行うということで要綱案に規定させていただきます。市長は、会議の終了後速やかに議事録を作成し、これを公表することとしております。

会議の事務局については、総務部総合政策課とさせていただきます。市長事務局に会議設置主体を置くことを規定するものでございます。

その他としましては、要綱に定めることその他、会議の運営に関し必要な事項が発生した場合においては、会議において定めることとしますので、よろしく願いいたします。

資料2②については、これまで説明させていただいた内容を要綱にした場合の案となりますので、一度御目通しをいただきたいと思っております。以上です。

○司会（加藤総務部長）

それでは、総合教育会議の運営に関し、必要な事項を定めることについて、運営等について概要をご説明させていただきました。委員の皆様で、何かご意見、ご質問等ありましたらよろしく願いいたします。

このように進めることでよろしいでしょうか。

【意見なし・異議なし】

それでは、変更なしということで、この要綱の「(案)」を取らせていただきます。また、この要綱の規定にありますとおり、定めのないことについては、会議を開催し、市長、教育委員会の双方の合意をもって定めることとしておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、(2)の「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定について」、事務局の説明をお願いします。

○事務局

教育の大綱ですが、総合教育会議において、地方公共団体の長が策定することが法律には規定されております。それでは、大綱とは、どのようなものかということになりますが、法律においては、次のような規定がございます。参考資料①の第1条の3にあります、「地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の

実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。」とあります。地方公共団体の長が大綱を定めることとなっておりますが、文部科学省の通知によりますと、地方公共団体の長は、民意を代表する立場であるということ、教育行政においては、教育委員会の所管事項に関する予算の編成や執行、条例提案など重要な権限を有していること、近年の教育行政においては、福祉や地域振興など、一般行政との密接な連携が必要になっているということ、これらを踏まえて地域住民の意向によりその反映を図っていくために、地方公共団体の長にその義務を課していると考えられています。これを総合教育会議との関係を踏まえて申し上げますと、大綱は、「地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の方針」であり、「首長と教育委員との協議、調整に基づいて「教育振興基本計画」の内容を参酌して定められる」ものであります。大綱を定めたり、変更を行う場合には、総合教育会議に諮り、協議することとなっております。

資料3にございますが、協議や調整により教育振興基本計画をそのまま大綱にすることも可能であると文部科学省の通知にございます。土岐市においては、平成22年度から31年度の10か年を計画期間として「土岐市教育振興基本計画 夢・絆プラン」が策定されております。

資料3の□で囲んだ部分にございますが、大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の方針を定めるものであり、詳細な施策について策定することは求められておりません。教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して、地域の実情に応じて策定するものとされております。

大綱が対象とする期間については、法律上の規定はございません。地方公共団体の長の任期(4年)や国の教育振興基本計画の対象期間が5年であるということから、4～5年程度を想定しているものでございます。地方公共団体の長が有する大綱の策定権限については、教育委員会の権限に属する事務を管理し、執行する権限を地方公共団体の長に与えたものではないとしております。

大綱の策定について、改正法により規定されたわけですが、改正法の施行以降速やかに策定することとなっております。この第1回の会議で策定についての方向性が決まると良いと思っています。

大綱の内容についてですが、資料3の2頁にあります。法に定めはございません。自治体の判断により定めることとなっております。主な記載事項として例がございしますが、学校の耐震化、学校の統廃合、少人数教育の推進、総合的な放課後対策、幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の充実等、予算や条例等の首長の有する権限にかかる事項についての目標や根本となる方針が挙げられております。

○司会（加藤総務部長）

教育の大綱について、説明がありましたが、大綱については、目標や方針を定めるものであって詳細まで策定するものではないとしております。また、定める内容についても、法に定めはなく、自治体の判断によるとされております。このようなことを踏まえて、どのように考えたらいいか、ご意見がございましたらよろしく願いいたします。また、特に、大綱

の策定は市長がすることとなっておりますので、市長のお考えがございましたらよろしくお願いたします。

○市長

せっかく策定いただいた「土岐市教育振興基本計画 夢・絆プラン」が、そのまま大綱で良いかなという考えがあります。

○司会（加藤総務部長）

市長の方から、「土岐市教育振興基本計画 夢・絆プラン」を大綱にしたらどうかという意見がございました。このプランについては、お手元に資料を配付させていただいております。委員の皆様方から、何かご意見はございませんか。

○安藤教育委員長

前の5年で、「土岐市教育振興基本計画 夢・絆プラン」をつくって、各地区に浸透させていき、今回が最後で6校区目として泉地区を回って全地区を回ることとなります。後期計画についても、様々な有識者のご意見をいただき、団体や学校、現場の意見もいただいて、PTAや保護者の方々についても、このプランにご賛同いただいています。そういった意味では、このプランを大綱に持っていただければ、私もうれしく思います。

○山田教育長

この「土岐市教育振興基本計画 夢・絆プラン」の中間見直しの基ですが、内容的な部分では、教育の内容に関わってのプランニングを教育委員会事務局でさせていただきました。特に資料3の2頁の一番下に「耐震化や統廃合の問題」について書いてありますが、詳細については、今後具体的な場面で話題になってくることが想定されます。このプランニングをやっていく中で、市長にご意見やお考えを伺いながら進めなければならない時期がくると思っています。方法として、この内容のプランでいくことをお認めいただけるのであれば、こちらも進めやすいと思っていますので、市長さんのご意見はありがたいと思います。

○司会（加藤総務部長）

ありがとうございます。大綱を改めて策定するのではなくて、現在ある「土岐市教育振興基本計画 夢・絆プラン」を大綱としたらどうかという考え方でございますが、委員の皆様いかがでしょうか。

【全員同意】

それでは、市長及び教育委員会の合意により、土岐市の教育の大綱については、「土岐市教育振興基本計画 夢・絆プラン」とすることにいたします。

先ほど、担当から説明させていただきましたが、教育の大綱の計画期間は、4～5年とい

う国の指針を踏まえますと、土岐市の教育大綱におきましては、土岐市教育振興基本計画の期間である平成27年度から平成31年度の5か年とすることになります。今後、土岐市教育振興基本計画の見直しの際には、土岐市の教育大綱も併せて見直すものであるという認識でございます。これを大綱とするということですので、それを変更する時は、大綱も変わるということになります。総合教育会議などで協議や調整を行うことになろうかと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、次第6「その他」についてですが、事務局から何かございますか。

○事務局

ご連絡をさせていただきます。要綱、大綱につきまして、本日の会議にて決定させていただきました。この要綱は本日からの施行とさせていただきますと思います。これに従いまして、今回の総合教育会議において皆様からご発言いただきました内容につきましては、議事録を作成し、ホームページで公表させていただくこととします。

次回の会議以降は、教育委員会会議規則の傍聴規定を準用いたしまして、傍聴を進めさせていただきます。

次回の会議ですが、今年度の10月頃を考えております。来年度予算編成にあたっての調整をすることということで、この時期と考えておりますが、日程について、教育委員会事務局と調整させて進めます。皆様には、後日ご連絡させていただきます。

次回以降の会議における協議や調整事項については、今回の第1回目においては、要綱や大綱の策定ということで、市長事務局からの提案をさせていただきましたが、今後は事前に教育委員会からの提案事項をお聞きし、総合教育会議に諮る事項として挙げていきたいと思っております。この件についても、教育委員会事務局と調整していきますので、よろしくお願いいたします。

○司会（加藤総務部長）

その他ご意見はございませんか。

○伊藤教育委員

資料2①と参考資料①の関係が良くわかりません。資料2①には「緊急の場合は、市長と教育長のみで総合教育委会議を開催し、協議することも可能とする」となっていますが、参考資料①の総合教育会議にはこの項目はありません。どこにあるのでしょうか。

市長が開催を呼びかけて、教育委員会が構成員となっているのですが、緊急の場合は、教育委員会の中の教育長のみが構成してしまうということではないのでしょうか。緊急なことだからということで、方針を決めるようなことも、成立してしまうのでしょうか。

○事務局

参考資料①は、法律を抜粋しております。ここには、緊急な場合、市長と教育長の二者の総合教育会議の開催は記載されていません。平成26年7月17日に文部科学省から通知が

出ており、緊急な場合においては、「市長と教育長のみの開催が可能である」とされています。それを踏まえて、事務局として要綱に規定させていただきました。資料2①において、市長と教育長のみで総合教育会議を開催することも可能とするとしております。資料2②においても、第2条第2項で「緊急を要する場合」として、規定させていただいております。文部科学省の通知を受け、要綱に定めさせていただいております。

この場合においては、市長は他の教育委員会委員に対し速やかにその内容を通知することを要綱に規定しております。また、文部科学省からの通知においては、二者で会議を開催した場合においても、教育長の立場で一任されている内容については、総合教育会議において合意をすることが可能であるが、調整ができない場合は、一旦その事項を持ちかえるということになっていきますのでお願いします。

○市長

私が思うに、緊急を要するときとは、災害が起きたときなどであり、二者での会議は、緊急を要してやらなくてはならない時だけと考えています。方針を決めるときや教育委員の皆さんの考えを聞かなくてはならない時は、市長と教育長と二人で開催することは考えていません。

○司会（加藤総務部長）

常勤の教育長ということで、災害や事故などにより、緊急に会議を開く、開催通知をする暇がないような場合に、市長と教育長とで会議を開催をすることになると思われますので、ご了解いただきたいと思います。折角の場でございますので、皆様のご意見がございましたらお願いいたします。

○加藤教育委員

正直なところ、実際このような形になったところで、責任の所在がどこにあるのかわからないようなところがあると思います。経過措置の期間の教育長の立場と、それ以降の新しい制度での教育長の立場とはちょっと違うのかなというところがあります。内容的には問題のないことではあると思いますが、どこを代表しているのかというところでは、経過措置の期間は注意が必要なのかなと思います。

○齋木教育委員

今、教育長訪問で、各学校を回っているのですが、非常にこの夢・絆プランが浸透しているなあと感じています。このまま進めていけばいいのではないかと感じています。

○伊藤教育委員

少子化は、進んでいることが目に見えていて、これから大きな問題もいっぱい出てくるのですが、その中で土岐市の子どもたちが元気で活力があって、体力と学力が向上していけば、近隣からも来ていただける、そのくらいの力を持った土岐市の長期計画を考えていただいて、

現状維持ではなくそれ以上の力をお子さんにつけていただきたいと思います。教育は、今日やったから明日結果が出るみたいな単純なものではありません。国はお金を削ろうとしていますが、教育は、長い目で見ないとすぐ効果が出ません。いろいろな問題はあると思いますが、土岐市においても独自のいろんなアイデアを出してもらって、土岐市ならではの、あまり予算をかからないでやれる教育をしてもらえればいいと思います。

せっかくある本が、なかなか皆さんに利用されていません。本を強制的に読めとは言わないから、とりあえず手元に置いてもらうということで、まずは借りるだけ、1週間に一冊は借りましょうとか言って、手元に置いてもらう。本が身近にある環境をつくるというようなアイデアであれば、いろんな先生からも出てくると思います。あとはいろんな挑戦をして、英検を一番下の級から受けるとか、そういう形で学力を身につけていきたいということがアピールできていけば、挑戦していく喜びも持てると思います。土岐市独自のあまりお金のかからない方法でも皆さんがアイデアを出して、是非子どもたちが前向きに生き生きとやっつけていける土岐市にしてもらいたいと思います。

○市長

貴重なご意見、ありがとうございます。市長事務部局は予算の編成権と執行権しか持っていません。やる内容について考えて決めるのは教育委員会の皆様ですので、いろいろアイデアを出していただければ良いと思います。

一番の課題は、国のやろうとしている施策が、生まれた子どもに対しての施策ばかりです。これからは、結婚して子どもをつくってもらえる施策を考える必要があるということで、私も同じ意見であります。合計特殊出生率が1.4人くらいであります。結婚している夫婦から何人生まれるかという1.98人くらい生まれています。2人に近いです。問題は、結婚しない人が増えたこと、晩婚化により子どもが少ないということです。これから個人の自由という課題の中で、いかに結婚してもらえるような環境を作っていくかということと、今の子どもたちに結婚って楽しいよということを伝えていくことが課題だと思っています。総合的に取り組んでいかななくてはいけないことだと思っています。

もう1つ大切なことは、人口減少というのは地域の課題としてとらえるのではなく、日本全体の課題と認識しなくては解決しないということです。地域だけの魅力だけ高めて、人を呼び込めばいいと考えたら、どこかが衰退してしまいます。地域間競争を助長するような施策は行いたくないと思っています。日本全体がたくさん子どもを産める環境にしていくことが一番大事だと思っています。何かご意見がありましたら、よろしく願いいたします。

○司会（加藤総務部長）

現在、全国各市町村で、総合戦略ということで人口減に対応する施策を考えています。市長が話されたとおり、各地域で知恵の出し合いというところですが、競争しているところがございます。一日で答えが出るものではなく、長いスパンで考えていかなければならないことだと思っています。

今回の総合教育会議では、会議の運営方法や大綱のあり方など、基本的なことを議論いた

できました。最後の方において、委員の皆様からいろいろなご意見をお聞きできたと思っています。第1回目の会議ということで、私どもの進行もなかなか不慣れで申し訳ございません。

それでは、これで第1回目の総合教育会議を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

《閉会 午前11時45分》